

労働安全衛生規則の改正に伴う伐木等特別教育の補講受講報告

フィールド科学系部門 生物科学班 岩崎 貞治

1. はじめに（目的等）

配属先業務において、僅かではあるもののチェーンソーを使用した伐木業務が含まれており、以前にそれに係る特別教育を受講し修了証をいただいていた。

しかしながら、林業における労働災害発生状況から労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、補講を受ける必要が生じたため、この度受講した。

2. 期間・場所

期間：令和2年6月24日（水）

場所：広島YMCA国際文化センター（広島県広島市中区八丁堀7-11）

3. 参加者等

旧特別教育修了者 20名程

4. 研修内容

学科 2時間

実技 1時間

5. まとめと感想

林業における労災保険は全業種の中でも3番目と非常に高い。これは伐木業務が、特に危険性の高い業務であることを示唆しており、このままではいけないという事から令和元年8月1日より法改正が施行された。この度の補講では、これに伴い旧教育ではカバー出来ていない追加の安全対策項目について体系的に学ぶことができた。怪我の被災部位の大半が下半身という事で、これからは下半身の保護着用が義務づけられ、その機能や効果、そしてどのような事をするとう機能低下につながるか、非常に分かり易く解説を受けた。

自身の職場には保護衣が無く直ぐに購入する必要がある事と、労働災害の発生しやすい業務に従事していることを再確認し、今後も十分に注意を払い作業に従事していく所存です。